

## 第6章 事業化に向けて

### 6-1 計画のまとめ

本計画では、第1章から第4章で本市全域の道路体系についての状況を把握し、課題を整理し、第5章で整備計画としてその方向と将来像を明らかにしてきた。

本市の広域的幹線道路は、柏市やつくば市などの拠点都市、市内外の常磐自動車道IC、鉄道駅、国道などさまざまな交通結節点と連携している。その反面、利根川、小貝川、鬼怒川の大きな河川や低地部に広がる優良農地、台地部の4つのゴルフ場などの地域を分断する要因も抱えており、これらの解消を図ることも重要である。

さらに、本市の市街地は市内に分散しており、主要な集落地や工業用地など、主要拠点を相互に連携させることも重要である。このような状況の中、本市と周辺地域を結ぶ幹線道路ネットワークやその整備水準は、必ずしも充分であるとはいえない。

以上のような幹線道路網の整備のほかに、歩道や自転車道の設置、交差点改良など安全面の課題を有している区間や地域も見られ、安全で円滑な交通を目指していかなければならぬ課題もある。

このような幹線道路の課題に加えて、行政の厳しい財政状況を踏まえて、市民に役立つより効率的な道路整備を行うこと、今後の社会経済情勢の変化を念頭に少子・高齢化社会に対応した誰にとっても優しい道路であること、地球規模の環境問題に対して環境負荷の低減に役立つ道路であることなど、道路に対する要求は非常に多岐にわたっている。

このような状況を踏まえ、本市における今後の幹線道路の整備は、本市の総合計画が目指す「活力に満ちた うるおいとやすらぎのあるまち」の実現に向けて、「①県南地域の大動脈となる新たな軸に対応する、②周辺都市との連絡を強化する、③市内拠点の相互連絡を強化する、④新たな開発整備拠点を支援する、⑤市民の安全で円滑な移動を支援する、⑥日常的に円滑な交通を確保する、⑦市民参加を促進する」ことを目的として進めることとしたものである。

道路整備計画の推進に際しては、本計画の検討とは別に、事業実施段階において整理すべき課題もいくつか存在する。これらの課題については、今後各路線の事業着手時改めて整理していくものとする。

そのほか、本計画の内容については、今後の総合計画を始めとする上位計画などの見直しや、本市のまちづくりに関わる状況などが変化する際には、適宜に見直しを行うことが必要である。

## 6-2 事業化に向けた課題

本計画において検討した道路体系整備について、今後、道路整備を進める際の課題として留意すべき事項を以下に整理する。

### 1. 構想路線の具体化

本計画に示す構想路線については、本市及び隣接周辺都市、茨城県を始めとする関係機関などにおいて各路線の役割や必要性などを含めて道路の整備目的や整備効果を明確にし、各路線の性格などに応じたルートや道路規格などを具体的に検討し、早急に事業に着手することが重要である。

### 2. 効率的かつ効果的な整備の推進

昨今の自治体においては、極めて深刻な財政の状況にあるうえ、道路整備に要する費用も膨大であるため、道路整備の目的・意義・効果・需要などを明確にするとともに、費用対効果の把握により、行財政の状況を踏まえて効率的に事業化することが重要である。

また、社会経済情勢の変化が激しい時代であることから、総合計画に基づく実施計画の見直しなどに合わせて定期的に見直すことや、新たな道路整備(供用開始)による交通の変化や開発・整備の実施など各種情勢の変化に応じて隨時に見直すことが重要である。

この際、行政運営における PDCA サイクル(Plan(計画), Do(実行), Check(確認), Action(見直し))の考え方で継続的に改善することで、より大きな効果を生み出す取り組みが望まれる。

### 3. 総合的な交通体系政策への展開

本計画は、幹線道路の整備のあり方などを検討・計画したものである。しかし、より広い視点で見れば、道路整備・改良などのハード戦略に加えて、公共交通機関(鉄道、民間バスなど)と私的交通機関(自家用車など)を含めて、相互連携や利用分担、各種のソフト政策などをを行うことによって、交通体系全体は大きく変化し、その結果として道路の役割や使われ方も変わってくるものである。

このため、開発整備計画や広域的交通基盤など交通需要に大きな影響を与えるプロジェクトの見通しが明確になるなど、本市における交通に関わる各種条件が安定し、将来の交通需要や流動などがおおむね見通せるようになった場合は、本計画の見直しや総合的な交通体系に関する方針や計画の立案を行うことも重要である。

### 4. 道路構造令などの柔軟な運用

道路整備の基本となる道路構造令を始めとする基準類については、必ずしも画一的に捉えず、地域情勢などを踏まえて柔軟に運用することも考えられる。

例えば、歩行者用道路の考え方や、自転車用道路の整備などについては、さまざまな形態が考えられ、地域に即した整備を検討していくことがある。

## 5. 市民参加の推進

今後、道路整備を進める上では、道路の利用者である市民の意見やニーズを踏まえて計画立案・事業化を行うことが必要である。

その一方で、道路事業者における市民意向の適切な評価、利害調整などによって公平かつ公正な公共事業の推進を図ることも重要である。



---

---

## **つくばみらい市道路体系整備計画**

平成 22 年 3 月  
つくばみらい市 都市建設部 都市計画課

茨城県つくばみらい市福田 195 番地  
電話 0297-58-2111

---

